

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第 1 に規定する別に定める補助金のうち農林水産部に係るもの（平成 18 年岩手県告示第 483 号）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前		改正後	
課 名	事業名	課 名	事業名
[略]		[略]	
農業普及技術課	新規就農総合対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。） <u>、環境にやさしい持続的農業普及推進事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び茅文化保存システム支援事業費補助</u>	農業普及技術課	新規就農総合対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。） <u>及び</u> 環境にやさしい持続的農業普及推進事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）
[略]		[略]	
農産園芸課	優良種子生産体制整備事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。） <u>、いわて純情米トップブランド事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）<u>、特産農作物生産強化対策事業費補助、</u>県産麦・大豆等生産振興対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）<u>、純情野菜産地国際競争力強化対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）<u>、いわて純情園芸産地確立ステップアップ対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）<u>、いわての花産地拡大対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）<u>、いわて純情野菜契約ブランド産地育成事業費補助、養蚕ブランド産地活性化対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び養蚕産地技術高度化対策事業費補助</u></u></u></u></u>	農産園芸課	優良種子生産体制整備事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。） <u>、いわて純情米トップブランド事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）<u>、純情野菜産地国際競争力強化対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び養蚕ブランド産地活性化対策事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）</u></u>
[略]		[略]	
林業振興課	林業・木材産業振興推進事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。） <u>、県産材利用拡大推進事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）<u>、県産材流通対策事業費補助、</u>岩手木炭</u>	林業振興課	林業・木材産業構造改革推進事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。） <u>、県産材利用拡大推進事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）<u>、岩手木炭産業再構築事業費補助及び</u></u>

	産業再構築事業費補助及び県民参加の森林づくり促進事業費補助		県民参加の森林づくり促進事業費補助
森林整備課	林業労働安全衛生総合対策事業費補助、林業労働力確保支援センター推進事業費補助、 <u>林業経営改善促進支援事業費補助</u> 及び松くい虫等防除事業費補助（森林病虫害等防除活動支援体制整備事業費に係る補助金に限る。）	森林整備課	林業労働安全衛生総合対策事業費補助、林業労働力確保支援センター推進事業費補助及び松くい虫等防除事業費補助（森林病虫害等防除活動支援体制整備事業費に係る補助金に限る。）
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			